

広島市選挙管理委員会告示第3号  
令和8年3月25日

広島市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則昭

広島市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

広島市選挙管理委員会規程（昭和55年選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1「専ら広報を担当する課長補佐」項中「企画総務局区政課区政係及び戸籍・住民係の課長補佐」を「企画総務局区政課区政係課長補佐」に、「専ら広報を担当する主幹」項中「企画総務局区政課区政係及び戸籍・住民係の主幹」を「企画総務局区政課区政係の主幹並びに戸籍・住民係の課長補佐及び主幹」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。